



Title	犯罪で子どもを亡くした遺族の心理と支援に関する研究
Author(s)	大和田, 攝子
Citation	大阪大学, 2001, 博士論文
Version Type	
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/42231">https://hdl.handle.net/11094/42231</a>
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 <a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉</a> 大阪大学の博士論文について <a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">〈/a〉</a> をご参照ください。

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏名	大和田 攝子
博士の専攻分野の名称	博士（人間科学）
学位記番号	第 15916 号
学位授与年月日	平成13年3月23日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当 人間科学研究科行動学専攻
学位論文名	犯罪で子どもを亡くした遺族の心理と支援に関する研究
論文審査委員	(主査) 教授 柏木 哲夫  (副査) 教授 三木 善彦 教授 外山みどり

#### 論文内容の要旨

1995年1月に起こった阪神・淡路大震災に始まり、地下鉄サリン事件や和歌山の毒物カレー事件、そして少年による相次ぐ刺殺事件など、多くの遺族を生み出した災害や事件はここ数年に限っても枚挙にいとまがない。さらに、交通事故などの日常的な人為災害も含めると、死が毎日のように新聞やテレビで報じられるという時代にわれわれは生きているのである。それに伴い、災害や犯罪、事故など人間の対処能力を超えるような出来事によって、遺族も深刻な心の傷を負うということが社会的に広く知られるようになった。特に近年、犯罪被害者の問題がマスメディアで頻繁に取り上げられるようになり、社会の多くの人々が被害者の人権や心の傷に関心を向けるようになった。そして、昨年には、犯罪被害者保護法やストーカー規制法の成立、少年法の改正など、犯罪被害者を取り巻く状況は大きく変わりつつある。

しかし、このような社会的関心の高さとはいずれに、被害者遺族の心の問題に対する理解は必ずしも進んだとは言い難い。凶悪な事件や事故で家族を失った遺族は、事件後どのような苦痛を経験し、どのような心的状態に陥るのか。また、深刻な被害を受けた遺族はどのように回復し、そのためにはどのような支援が必要なのか。残念ながら、これらの問いに答える科学的なデータはわが国において皆無に等しいのが現状である。

欧米諸国でこれまでに行われてきた死別研究は、主にがんなど病気による遺族を対象とした研究が中心で、これらの知見をもとに死別や悲嘆に関する理論モデルが構築されてきた。しかし、最近の死別研究では、殺人や事故などによる死別の場合、遺族が示す反応を従来の悲嘆だけで捉えるのは不十分であるとの指摘がなされており、新たな理論的枠組みで被害者遺族の心理を捉え直す必要がある。一方、犯罪で家族を失った被害者遺族の心理に適用できる学問として被害者学（Victimology）が挙げられる。

そこで、本論文では、従来の死別研究に被害者学における知見を導入し、死生学・被害者学双方からのアプローチを試みた。そして、これらの枠組みをもとに、犯罪で子どもを亡くした遺族の心理とその関連要因について実証的に検討し、被害者遺族への支援の可能性について示唆を得ることを目的とした。

第1章から第2章では、犯罪による被害者遺族の心理について被害者学および死生学の立場から概観した。第1章では、犯罪により家族を失った遺族をはじめ、さまざまな犯罪の被害者に共通する被害者心理について、被害者学の立場から概説した。第2章では、死別に関する理論と通常の悲嘆反応について概説したうえで、殺人や事故など特殊な死別に関する従来の実証的研究を概観し、本研究の目的を提示した。

第3章から第6章では、5つの研究を通して、犯罪で子どもを亡くした遺族の心理とその関連要因について検討した。まず、第3章と第4章では、犯罪で子どもを亡くした遺族の適応の実態を把握するため、横断的・縦断的双方からの検討を行った。第3章（研究1）では、犯罪による子どもの死が遺族の心身の健康に及ぼす影響を、死の形態（犯罪・急性疾患・がん）および関係性（配偶者・子ども・親）という2つの側面から検討し、通常の死別との比較を行った。その結果、死の形態は遺族の適応に重要な役割を果たしており、全体的に犯罪の遺族は他の死因に比べて最も適応が悪かった。一方、関係性の役割は犯罪の場合では認められず、被害者遺族の心身への影響は続柄とは関係なく深刻であった。

第4章（研究2）では、犯罪で子どもを亡くした遺族に対して追跡調査を行い、各症状の時間的変化について検討した。その結果、被害に対する反応は全体的に母親の方が父親よりも強く表れる反面、時間に伴う症状の回復は母親の方が早かった。特に、不安と不眠は時間による効果が表れやすいが、自信喪失や不信などの認知的反応に関しては逆に悪化する傾向にあり、全体的に時間に伴う症状の緩和はごく一部の側面にしか認められなかった。また、死別から平均5年経過した追跡調査においても、8割以上もの遺族が精神医学上問題のあるハイリスク者であると判定された。このように、研究1と研究2の結果から、犯罪による子どもの死は遺族の心身の健康に深刻な影響を及ぼし、しかも長期間にわたって持続することが示された。

第5章と第6章では、得られた結果を踏まえ、被害者遺族の適応を促進あるいは阻害する要因について検討した。第5章（研究3・研究4）では、子どもの死という直接の被害に伴って生じる二次被害に焦点を当て、遺族が経験する二次被害の実態を明らかにするとともに、外的要因としてのソーシャル・サポートが遺族の適応に果たす役割についても併せて検討した。その結果、被害者遺族が経験する二次被害は、従来の定義が指しているような周囲の人々の「不適切な対応」だけではなく、「家族関係の悪化」「生活習慣の変化」「生きがいの喪失」「経済的問題」「事件後の処理」など遺族の視点に立った実に多様な内容で構成されていた。これらの二次被害に対する負担や苦痛の程度が高いほど、遺族の精神的健康やPTSDに悪影響を及ぼすことが示された。つまり、被害者遺族への支援は、単に子どもの死という側面にのみ焦点を当てるのではなく、トラウマをより強化しうる二次被害の軽減にも力を注ぐべきであるということを示唆するものであった。そこで、これらの二次被害による悪影響を緩和する要因として、ソーシャル・サポートに着目し、二次被害の種類別にソーシャル・サポートの効果について検討した。その結果、ソーシャル・サポートの効果は性別によって異なり、父親の場合ではいずれのサポートも効果が認められなかったのに対し、母親の場合では道具的サポート（経済的支援や事務的支援も含めた日常生活全般への実質的な支援）がPTSDの軽減に重要な役割を果たしていた。しかし、全体的に見ると、ソーシャル・サポートの効果はごく一部の変数で認められたに過ぎず、特に情緒的サポートは遺族のストレス軽減に対して全く有効性を発揮していなかった。

そこで、第6章（研究5）では、遺族の内的要因の一つであるコーピング（対処）に目を向け、二次被害の一つである「家族関係の悪化」、特に夫婦関係の悪化を、夫婦間におけるコーピングの違いという側面から検討した。さらに、コーピングが夫婦関係および適応に及ぼす影響についても併せて検討した。その結果、犯罪で子どもを亡くした遺族のコーピングは、「家族内コミュニケーション」「支援追求」「積極的受容」「苦痛の回避」「喪失の否認」から構成されていた。コーピングにおける性差と夫婦関係との関連について検討した結果、関係の悪い夫婦ほど夫婦間で対処方略の不一致が認められた。しかし、夫婦関係に最も影響力をもっていたのは「家族内コミュニケーション」で、夫婦でコミュニケーションを図ることが夫婦関係の維持に重要な役割を果たすことが示唆された。さらに、遺族の適応に影響を及ぼす要因は、父親と母親では微妙に異なっていた。すなわち、父親では、夫婦関係は適応と、苦痛回避型および喪失否認型の対処は不適応と結びついていたのに対し、母親では夫婦関係が適応のすべての側面に貫して影響を及ぼしていた。言い換えれば、母親は家族、とりわけ配偶者に助けを求め、良好な夫婦関係に支えられて次第に癒されていくのに対し、父親では母親ほど夫婦関係の影響力は大きくなく、逆に子どもの死を否認したり感情を押し殺すなど理性的に振舞おうとして、かえって父親の適応を妨げていると推察される。このように、子どもを亡くした親の適応に対する影響の及ぼし方は、父親と母親では異なる様相を示し、このことは子どもの死に伴う父親と母親の本質的な違いを示唆するものであった。

最後に、第7章では、実施された5つの調査結果に基づき、犯罪で子どもを亡くした被害者遺族への支援の可能性について提言を行った。具体的には、遺族個人あるいは家族全体への心理教育的介入や実質的な支援、父親を対象と

した自助グループ、そして二次被害の防止など、長期的な支援を中心にさまざまなレベルでの介入や支援の可能性が示唆された。現在、被害者遺族に対する支援システムの構築は急務であり、その意味で本論文は被害者遺族への理解を深め、具体的な支援の方法を考える上での基礎的資料を提供したといえる。今後の展望としては、遺族の回復過程とサポート内容の両方を考慮に入れた、より適切な支援のあり方や、子どもの死が遺されたきょうだいや親子関係にもたらす長期的影響など、さまざまな領域の知見を積極的に取り入れた学際的なアプローチの必要性を指摘した。

#### 論文審査の結果の要旨

人生には様々なストレスが存在するが、自分の死、配偶者の死、子供の死等は、他のストレスと格段の差があるほど強く、深いものと考えられる。悲嘆研究の結果、肉親の死を経験した遺族の悲嘆の様相は突然の死であったか、心の準備ができる徐々の死であったか等により、かなり異なることが指摘されている。

本論文は犯罪で子供を亡くした遺族について詳細な横断的、縦断的研究をし、犯罪というかなり特殊な状況による死別を体験した遺族の反応の特殊性に研究の焦点を当てている。そして、当然ではあるが、犯罪の遺族は他の死因に比べて、最も死後の適応が悪いという結果を得ている。縦断的研究では遺族の追跡調査を行い、被害に対する反応は全体的に母親の方が父親よりも強く表れる反面、時間に伴う症状の回復は母親の方が早いとの結果を得た。これらの知見を元に臨床への提言もしっかりなされており、博士（人間科学）の学位に十分値すると判定された。